

また、厚生労働省人口動態調査によれば、2009年の婚姻届出数は約71万件、そのうち外国人と日本人との婚姻は約3万4000件（約5%）で、およそ20組に1組が国際結婚である。2009年の国際結婚をみると、夫日本人・妻外国人のカップルが約2万7000件（約78%）である。妻の国籍は、中国が約1万3000人（約48%）と半数近くを占め、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、ブラジル、アメリカ、ペルー、イギリスと続く。中国籍の妻はこの20年（1989年～2009年）で3.9倍に増加した。

さらに、2009年の全出生届出数は約107万件であるが、そのうち父母のいずれかが外国籍である子どもは約2万3000人（約2.1%）で、およそ50人に一人はダブルの子ども達である。母の国籍は、中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイが多い。

このように、女性達は日本中に住んでいる。その中には日本で生まれ育った女性達も少なくないが、日本人や永住者との婚姻により新たに地域住民として生活するようになった女性達も相当数いる。女性達は、家事・育児をはじめ、介護や家業・農業などの労働力として、あるいは工場労働者などとしても、地域社会・日本社会に貢献している。異なる言語や文化的背景を持つ外国人女性の存在は、地域の日本人や子ども達に広く視野を開かせてくれるという積極的な意義もある。さらに、国際結婚の中で育つ子供達は、2つの言語や文化的背景を身につけ、まさしくダブル（ハーフではなく）であって、同様の意義を持つ。

(2) ここに「外国人女性」というのも、国籍で限定する趣旨ではない。たとえ日本

国籍を有しているとしても、外国の言語・文化・生活習慣の中で育っている女性達がいる。たとえば、法務省によれば、改正国籍法（2009.1.1施行）による国籍取得者は2011年2月末現在計2260人である（うち3条関係で父母が婚姻している子は983人、父母が婚姻していない子は1185人）。また、帰化による国籍取得者は年間1万4000人程度である。ただ、その生活状況などはわからない。

(3) 警察庁によれば、2001年～2010年に警察が保護した人身取引被害者は計588人である（検挙件数514件、検挙人員450人）。被害者の国籍はタイが最も多く、次いでフィリピン、インドネシア、コロンビア、中国（台湾）、日本、韓国などである。被害者の多くは、日本で良い仕事があると騙され、高額の「借金」を課されて売春等を強要されその返済のためとして売春等を強要されている。近年は、偽装結婚をさせられホステス業務を強要されるという事案も増えている。

また、上記統計には現れないが（即ち、政府により人身取引被害者と認定されていないが）、「研修」などの名目で低賃金・長時間労働に従事させられる女性も相当数おり、さらに、業者仲介の「国際結婚」により性的搾取あるいは労働搾取を受けている女性も相当数いると考えられる。これらの女性の中に、人身取引被害者が相当数含まれる可能性があるが、その実態も明らかではない。

ところで、「人身取引」の定義は国連の人身取引議定書3条によるとされているところ、同議定書は国際組織犯罪防止条約を補

足するものであって、締約国は同3条所定の行為を刑事処罰の対象とすることが要請され(5条)、刑事司法の謙抑性及び罪刑法定主義の見地から、3条は制限的に規定及び解釈されている。しかし、被害者の保護・支援という見地からは、対象をより広く考えることは可能であるし(人身取引と認定されない事案であっても、搾取的取り扱いその他の人権侵害があれば、その内容に応じて適切に保護すべきである)、共通のあるいは連続した土壌の上で被害が生じているという点からすれば、むしろ広く保護対象をとらえることが必要かつ有益である。ただ、人身取引の周辺に多数存在するはずのこれら事案についても、その実態は明かではない。

## B. 研究方法

平成22年度の本調査班の研究は、大きく3つの内容で実施した。

1. 民間シェルターにおける利用者アンケート(外国籍利用者に関する調査表作成および結果分析)
2. 外国人集住型自治体および外国人分散居住型自治体における、施策ならびにその実施状況についてのヒアリング
  - ・外国人集住型自治体：群馬県・伊勢崎市、静岡県・浜松市、岐阜県・美濃加茂市
  - ・外国人分散居住型自治体：福岡県・久留米市、熊本県、山形県
3. 多文化ソーシャルワーカーに関する文献調査・ヒアリング
  - ・専門家(日本福祉大学教授石河久美子氏、日本移住者と連帯する会・女性プ

ロジェクト担当山岸素子氏)へのヒアリング

- ・文献、資料調査分析

(倫理面への配慮)

情報を収集する際には、個人が特定できる情報に関しては、本調査研究の協力に関する同意書への署名を求めた。

その他は、個人を特定しない方法による情報収集を行った。

## C. 研究結果

### 1. 外国人集住型自治体および外国人分散居住型自治体における施策のヒアリング

(1) 日本人女性が直面する諸問題については別項に譲るが、外国人女性はさらに以下のような問題に直面していることが、2009年度調査から明らかになっていた。いずれも外国人女性であるが故に持たざるをえない脆弱性というべきである。

#### ア、言語・生活習慣・文化

- ・日本語や日本の習慣・文化がわからない。周りの人達との意思疎通ができない又は不十分、誤解が生じやすい
- ・施策の内容が理解できない、施策へのアクセスができない
- ・就学や就労の障害にもなる
- ・日本語修得機会提供や多言語情報提供が不足

#### イ、人的資源(個人的な)：親、親族、友人など

- ・信頼できる親族や友人がいない
- ・相談先や私的援助をしてくれる人がいない

#### ウ、社会資源(資格、経済力、社会制度

- や行政施策についての知識など)
- ・ 基本的な社会制度や施策を知らない (知らせない)
- ・ 公的な医療保険について、適用事業所において常用的雇用関係にある者には国籍を問わず健康保険が、それ以外の者 (外国人の場合は、外国人登録を行っている適法滞在者在留期間が1年以上の者) には国民健康保険が適用されることになっている。ただ実際には、何れにも加入していない無保険の外国人が相当数いる
- ・ 生活保護法の準用は、原則として「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」に限定されている。
- ・ 本国で取得した資格や技能が日本では通用しないことが多く、言語や偏見もあって就職が難しい
- ・ 行政側の知識経験の不足により被害者を被害者と認識することができない

#### エ、在留資格

- ・ 在留資格「日本人の配偶者等」の取得・更新のためには、原則として日本人夫の協力が不可欠
- ・ 日本人の子を監護養育している場合は在留資格「定住者」の取得・更新が可能であるが、面会交流権だけでは在留資格「定住者」は認められない
- ・ 他の在留資格も、その取得や変更は容易でない

#### オ、偏見、差別

- ・ 「外国人は金儲けがしたくて勝手に来たのでから、何かあっても自己責任だ」

- ・ 「外国人は日本社会の負担になっている」
- ・ 「風俗店で働く外国人女性が多く、日本の風紀を乱している」
- ・ 「治安が悪くなったのは来日外国人による犯罪が増えたから」

#### (2) 自治体における支援の実践

前記の脆弱性に対し、自治体は様々な工夫をしている。以下に実践例を挙げるが、多くの自治体で多言語による情報提供、通訳人の配置、日本語教育などを実施している。また、行政担当者や医療者が利用できるマニュアル作成も複数の自治体が行っている。

##### ア、言語・生活習慣・文化

- ・ 「多文化共生センター」で各種相談に応じる、「外国人支援センター」で子ども達や親に日本語教育、母語教育 (静岡県浜松市)
  - ・ 「多文化共生推進プラン」、「第5次総合計画」で掲げる施策の一つとして「国籍や文化の違いに関係なく、共に暮らせるまちをつくる」具体的数値目標 (岐阜県美濃加茂市)
  - ・ 外国人児童への日本語習得支援、初期適応指導教室+日本語指導対応可能小中学校 (岐阜県美濃加茂市)
  - ・ 市の外郭団体 (国際交流協会) が外国人からの相談、日本語教室 (福岡県久留米市)
  - ・ 母子寮入所者には、母国語の通訳を介して説明 (山形)
- ##### イ、資源 (個人的な) :
- ・ 親、親族、友人など
  - ・ ブラジル、ペルー、フィリピン、ベ

トナムの各国ごとにコミュニティーあり、そこを通じた情報提供。但し、その中で通訳人を探すのは利点と欠点（浜松市）

- ・ 多文化共生推進座談会、多文化共生推進のキーパーソンの育成(岐阜県美濃加茂市)
- ・ 「定住外国人自立支援センター」で生活相談、就労支援
- ・ NGOによる就労支援（雇用保険学習会、労働法学習会、就職面接日本語講座＋県内企業へのアンケート）、生活相談（医療福祉など）、日本語教室（山形）
- ・ 相談（生活、人権）、法的支援、県市への政策提言、日比国際子の支援、日本語教室、DV加害者への働きかけを実施している NGO（熊本）

ウ、社会資源（資格、経済力、社会制度や行政施策についての知識など）

- ・ 外国籍住民による外国籍住民のための相談窓口を国際課に設置(群馬県伊勢崎市)
- ・ 医療機関用外国人ハンドブック(群馬県伊勢崎市)
- ・ 多言語相談窓口提供ネットワーク(群馬・静岡・岐阜・愛知・三重・名古屋)
- ・ 多言語ソーシャルワーカーの設置を検討(静岡県)
- ・ 本庁と各区役所に通訳が常駐(ポルトガル語、英語、タガログ語)、職員向けのDV研修に参加可能。警察や大きな病院にも通訳がいる（ポルトガル語）。ポルトガル語と英語で Website,

リーフレット（静岡県浜松市）

- ・ 市役所1階に各国語の窓口案内表示＋基本情報、通訳支援受けられるDV被害者からの相談にはできる限り通訳をいれる（岐阜県美濃加茂市）
- ・ 通訳のためトリオフンの利用も(岐阜県)
- ・ 多言語のDV相談カード(福岡県久留米市)
- ・ 一時保護や支援に関するマニュアルを8カ国語で作成。通訳は国際交流協会やNGOの協力で探す（熊本）

エ、在留資格

- ・ 婦人相談所が利用できる通訳費用の確保

オ、偏見、差別

- ・ 住民への啓発
- ・ NGOが地域社会への啓発やフィリピン訪問ワークショップを実施（熊本）

## 2. 多文化ソーシャルワーカー

：支援モデルの可能性

(1) 多文化ソーシャルワーカーという概念

日本に住む外国人住民の増加に伴い、外国人住民と地域住民らの共通の生活課題にどのように対応していくかが、自治体における重要な課題となっている。この課題を踏まえた研修を実施し、研修受講後に相応の知識と実践力を備えた専門職と認定し、資格を授与する制度がある。名称は様々であるが、下記のように多くの機関や団体が実施している。

多文化共生に関わる資格およびその名称

	資格名 (呼称)	推進機関・団体
全国レベル	多文化共生マネージャー	全国市町村国際文化研修所
都道府県 (地方自治体) レベル	多文化ソーシャルワーカー	愛知県＝財団法人愛知県国際交流協会、群馬県、神奈川県
	多文化共生キーパーソン	埼玉県
	多文化共生推進員	石川県
	多文化共生地域づくりリーダー	福島県
	多文化共生コーディネーター	小牧市
	高校生多文化共生ジュニアリーダー	伊勢崎市
	災害時外国人支援サポーター	船橋市等
大学レベル	多文化共生推進士	群馬大学
	多文化社会コーディネーター	東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター
	外国人支援リーダー	浜松学院大学

(出典) 中嶋 2010 年より齋藤百合子作表

各資格の授与対象として想定されているのは、

- ・全国市町村国際文化研修所が研修後に認定する多文化共生マネージャーの資格は、おもに全国の市町村行政機関における職員を対象としている。
  - ・東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターでは、コース別に、「政策コース」は国際交流協会や行政や企業の中堅スタッフなど、「学校教育コース」は小中学校の教職員や教育委員会職員など、「市民活動コース」は地域で日本語支援や生活相談などを行っている機関・団体職員を対象としている。
- 一方、「多文化ソーシャルワーカー」は、

「外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援する人材」(愛知 2011:5) と定義され、外国人支援に携わる NPO やボランティアを含めた、外国人のケースを扱う機会のある行政職員、福祉専門職者を対象としている。ソーシャルワークは「社会福祉の分野で、援助が必要な個人、家族、コミュニティなどに対して社会福祉の専門家により行われる援助活動」(愛知 2011:8) であり、「すべての人の平等、存在価値および尊厳を尊重することをその基盤」とすることが行動規範により定められている。このような専門

職であるにも関わらず、現時点では、ソーシャルワーカーは国家試験などによる認定資格とはなっていない。

多文化ソーシャルワーカー以外の上記の資格群が、主に地域における異文化理解や多文化共生事業の幅広い企画と推進を目的としているのに対し、多文化ソーシャルワーカーは、「援助や支援が必要な個人、家族、コミュニティに対する社会福祉専門家の援助活動」であり、多文化ソーシャルワーカーの概念は本研究の目的に合致すると考えられる。

2011年3月に愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室が刊行した「多文化共生ハンドブック」は、第1章「多文化ソーシャルワーカーが必要とされる背景」、第2章「ソーシャルワークの基本的な考え方と方法」、第3章「ソーシャルワーカーの援助の方法」、第4章「多文化ソーシャルワーカーによる実践事例」の4章に分かれている。このうち第4章では、「仕事中に怪我をしたペルー人男性」、「不就学状態のペルー人の少女」、「失業して生活困窮に陥ったブラジル人女性」、「日本人の夫から暴力を振るわれたフィリピン人女性」の4事例をあげ、これまでの多文化ソーシャルワーカーの経験と知見を取り上げている。これらの事例は、多文化ソーシャルワーカーが、相談者（当事者）と社会福祉機関、医療機関、教育機関、労働機関、市町村行政機関など行政機関や制度との間に立って、問題解決のための支援を行うものであった。

(2) 民間団体による外国人女性支援のための養成事業

神奈川県内の民間団体「カラカサン～移

住女性のためのエンパワーメントセンター」共同代表、ならびに「移住労働者と連帯する全国ネットワーク・女性プロジェクト」のチームリーダーである山岸素子氏から、これまでの移住女性たちへの支援の経験等にもとづき、とくにDV被害を受ける外国人女性のための支援者について、その養成に必要な要素に関してヒアリングを行った。山岸氏は、外国人女性支援時に必要なのは日本に在住する外国人女性の、移住の要因となる出身国での経済的、社会的、文化的な背景とともに、日本における在留資格など法的地位を含めた実態を把握することが大事であること、また主体は外国人女性にあること、相談者が抱えている問題の状況を把握し、相談者の意志や自立心を尊重しつつ、外国人女性が持っている力や問題解決への意欲を引き出して、他者と連携して問題を解決あるいは緩和された状況に導くことが大事であると述べた。また支援者もしくはソーシャルワーク実践者においても、社会福祉の専門家である狭義の「ソーシャルワーカー」や行政機関で福祉業務を担当する職員のほか、NGOやNPOもあり、それぞれの組織に対応した研究内容が在るべきであると主張した。

以下は、山岸氏が講師となって実施した「女性に対する暴力相談事業」の支援者養成研修用資料から、「外国人女性DV被害者の相談事業研修講座」の内容を抜粋したものである。

① 外国人DV被害者の背景と実態

- ・国際結婚と離婚の増加
- ・外国人女性DV被害の実態、被害の内

在化、被害のリスク

- ・外国人被害者特有の DV の形態（文化的・社会的（宗教を含む）な偏見による暴力／在留資格など不安定な法的地位を利用する暴力）
- ・外国人被害者特有の DV の背景（上下関係（格差）：在留資格を巡る力関係、結婚に至る経緯、アジア女性に対する蔑視、人身売買／コミュニケーション：語学力、文化的理解／ストレス：異文化ストレス、孤立した状況）

## ② 支援のための基本情報

- ・在留資格
- ・外国人登録
- ・新しい在留管理制度
- ・DV法の活用
- ・被害者支援に関わる諸制度（母子保健法、生活保護法、児童扶養手当法、児童福祉法）
- ・子どもに関する諸手続き（出生登録、子どもの認知・国籍取得）
- ・在留資格がない人への支援
- ・通訳制度

## ③ 外国籍女性支援のために必要な心得と対応のポイント

- ・外国人女性特有の背景への理解
- ・外国人であり女性であることによる DV の経験への配慮
- ・聞き取りのポイント  
危険度・緊急度、在留資格、子どもの有無、旅券や外国人登録証の所在、日本語能力の程度、支援者の有無、今後の希望について

参考資料 「DV相談でよく出てくる用語」（多言語化を促す）

上記資料には、統計、事例、制度や法律、統計では捉えられないが経験に基づき把握される傾向などが記載され、これらを含めた2日間の研修が実施された。

## （3）神奈川県多文化ソーシャルワーク実践者講座

神奈川県では、平成20年、平成21年に、多文化ソーシャルワーク実践者講座（1回90分の研修を3コマで6回、延べ18コマ、1620時間）を実施した。その内容は、愛知県の多文化ソーシャルワーク実践者講座の内容と、（2）に取り上げた神奈川県内の民間団体の活動による知見を含めたものである。神奈川県の講座内容は「子ども・教育」、「女性・DV・オーバーステイ」、「高齢者・オールドカマー」、「労働・医療」、「精神的健康・ストレスマネジメント」「ソーシャルワーカー養成」講座に大別され、その中で法律や制度、関係機関など社会的資源とソーシャルワーク技術との組み合わせを実践的に活用することを可能とするものであった。また、講座の名称を「ソーシャルワーク実践者」講座としているのは、「ソーシャルワーカー」という言葉が、主に社会福祉事業所に従事し、社会福祉学を基本として社会福祉援助技術を用いる人という狭義の意味だけでなく、ソーシャルワークを実践する人は社会福祉事業所に所属しているだけでなく、他の行政機関やNGO・NPO、ボランティア団体に属していることも想定した新しい概念であり、広義の意味を強調しているものと言えよう。

平成 20 年の神奈川県 多文化ソーシャルワーク実践者講座

第 1 回	多文化ソーシャルワークのイメージを描く～演劇を通して学ぶ～	1.外国籍住民が直面する課題
		2.ソーシャルワーク実践のイメージ
		3. 人の国際的移動と神奈川の「多文化」の現状
第 2 回	ソーシャルワークの展開プロセス～子ども・教育の事例から～	1.子どもの事例、ソーシャルワークのプロセス
		2.外国につながる子どもの支援ニーズ、学校、教育委員会、関係機関、地域の人材との連携
		3.面接技法、ロールプレイ
第 3 回	ソーシャルワークのアセスメントを学ぶ～DV、オーバーステイの事例～	1.フィリピン女性の事例、アセスメント、目標設定、社会背景、DV 法、在留資格、NGO
		2.外国籍住民の福祉制度、エコマップ、支援計画
		3.支援計画、グループ発表、受容、自己決定
第 4 回	多様な文化に配慮したソーシャルワーク～高齢者福祉の現場から～	1.インドシナ難民、オールドカマーの事例
		2 異文化間コミュニケーション、支援計画
		3. 支援計画作成、グループ発表
第 5 回	グループワークとエンパワメントを学ぶ～労働と医療の現場から～	1.ペルー人男性の事例、労働問題支援機関、就労支援
		2. 医療問題、通訳支援のあり方、支援計画
		3. 支援計画作成、グループ発表
第 6 回	コミュニティワークとソーシャルアクションを学ぶ～全体をふりかえって	地域社会へのソーシャルワーク、ストレスマネジメント、スーパービジョン、ソーシャルアクション
		講座のふりかえり
		まとめ

神奈川県 HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100303/p17549.html> より齋藤作成

外国籍女性支援のためのソーシャルワーク実践において、「DV・(人身取引)」、「妊娠・出産・子ども」、「就労と医療」、「高齢者福祉」、「ストレスマネジメント」と分ける事例別の講座実施方法は、女性支援関連機関の職員、福祉関係者、外国籍女性の支援を実施する NGO・NPO 等に対する研修講座の在り方として有益であると考えられる。

<参考文献>

愛知県 「多文化ソーシャルワーカーハンドブック」

<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000039/39777/tsw-handobook.pdf>

神奈川県 平成 20 年度多文化ソーシャルワーク実践者講座

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100303/p17549.html>

中嶋和夫、2010、「日本・韓国・台湾におけ



る国際結婚移民女性の意識調査から見えてきたこと』『コムスタカ』第74号、8月22日号

#### D. 考察

##### 1. 厚生労働省、内閣府、総務省の三重構造

暴力被害者である外国籍女性の保護・支援について責任を持つべき政府機関は、主に厚生労働省、内閣府、総務省の3つである。しかし、内閣府と厚生労働省は所管事業が重なることがあり、多文化共生策を地方自治体で推進するのが総務省であることも考えると、3つの府省間の相互の協力・連携が必要であるが、これは必ずしも進んでいない。

内閣府は、男女共同参画センターとしての役割だけでなく、共生社会政策の一環として日系在住外国人政策も管轄している政府機関である。一方、厚生労働省は、日本に居住するすべての人の妊娠・出産、結婚・離婚を含めた人口動態調査、学齢期前の子どもの養育、青少年への対応、医療・保健、就労などを所管し、日系外国人かそれ以外の外国人かに関わらずすべての外国籍住民の生活に果たす役割が少なくない。少子高齢化社会、労働力不足の日本では、国際結婚（結婚難の解消と子の出生）や様々な形態での外国人の就労の需要が高い。結婚や就労のため定住化する外国人は家族単位で居住し、よって外国につながりをもつ子どもたちも増加傾向にある。グローバル化は、物の移動だけでなく、人の移動も促し、今後も増加することが予測されるので、こうした社会の変化に応じた対策を講ずる必要

がある。

##### 2. 複数の被害、複合的な被害

「夫からのDV」という主訴の裏側に、過去の人身売買被害や、生活困窮など複数の被害や脆弱性が散見された。これらが複雑に絡まる複合的な被害も同じく散見された。また、夫や夫の親族から娘（実娘か養女か、日本国籍か外国籍かは不明）が性的暴力を受けるなど、2世代にわたる暴力が加えられていたケースもあった。暴力による被害が世代間に連鎖していく事態が既に生じている。

##### 3. 外国人女性支援に必要な知識と心得

外国人登録者数が増えている。国籍別では中国や韓国・朝鮮籍の女性が全体の6割を占めており、男女別ではフィリピンとタイ国籍の女性の割合がともに70%以上で非常に高く、在留資格別では日本人の配偶者等や定住者、永住者が多くなっている。国際結婚や離婚の増加、日本国籍であっても母親が外国籍であったり外国につながりをもつ子どもも増えている。日常生活の中で、内なる国際化は進行している。

しかし、日常生活では日本語を話していても、「日本語を理解している」「日本の制度や法律を知っている」「知らなくてもどこに何を聞けばよいのか社会資源を知っている」とは限らないことに注意が必要である（むしろそのような推定は働かない）。また、外国人女性は、様々な文化的・社会的な偏見をうけやすいだけでなく、日本人夫などに依存せざるを得ない在留資格制度など不安定な法的地位にあり、これらに起因する暴力が多発している。これらは、個人的事

情を超えた外国人女性で在るが故の脆弱性であることを理解する必要がある。

外国人女性支援に関わる行政職員や福祉関連職員は、日本国内の制度や法律の理解だけでなく、在留資格制度、日本および出身国の家族関係の把握、出身国の社会状況なども理解する必要がある。

グローバル化時代において、行政職員がその役割を十二分に果たすためには、新たに発生している事象やその対応についての研修の実施が急務である。

## E. 結論

### 1. 脆弱性を克服するための支援の必要性

平成 21 年、平成 22 年の調査により、以下のような支援の必要性が明らかとなった。

#### ア、言語・生活習慣・文化

- ・ 日本への出国前及び日本入国後に、外国人女性に対し、国や自治体が外国政府や内外の NGO と協力して、日本の言語・生活習慣・文化・雇用慣行などに関する研修を実施する
- ・ 国際結婚を望む日本人男性に対し、女性の本国の言語・習慣・文化などや、女性が日本で直面することが予想される困難とその支援についての研修を実施する

#### イ、資源（個人的な）

：親、親族、友人など

- ・ 地域コミュニティが外国人女性を受け入れる様に、自治体や NGO が支援する
- ・ 外国人が気楽に相談できる窓口を設置。また、福祉事務所や学校、配偶者暴力支援センターなどが外国人女

性からの相談に多言語で対応できる  
よう体制を整備

#### ウ、社会資源（資格、経済力、社会制度や行政施策についての知識など）

- ・ 基本的な社会制度や施策を多言語で周知、常時閲覧できるようにする
- ・ 外国人のための相談窓口の設置、常時対応できる通訳人の配置
- ・ 公的な医療保険の加入につき、使用者への啓発のほか、年金とのセット加入の見直しや保険料の軽減措置などについて国として検討を行う
- ・ 生活保護の準用につき、国は人道的見地からの準用拡大を検討する
- ・ 外国で取得した資格を日本が認証する制度の検討、外国人のための職業訓練
- ・ 婦人相談所において外国籍女性からの相談に随時対応できる体制を整備すること
- ・ 福祉事務所、民生委員、婦人相談員など外国籍女性と接する機会がある人達に対し、人身取引や他の被害状況に関する研修を実施すること

#### カ、在留資格

- ・ 2009 年改正入管法の 2012 年完全施行に向けた取り組み、特に、在留資格取り消し制度の対象拡大にかかる十分な情報提供など
- ・ DV 相談や DV 証明の発行など配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）の役割は重要であり、外国籍女性からの相談に随時対応できる体制の整備が必要

#### キ、偏見、差別

- ・ 学校教育や社会教育において、外国

(とくに欧米以外)の言語や生活習慣・文化などを積極的に取り上げる

- ・ 地域における多文化交流の機会を、自治体と NGO が協力して展開する
- ・ メディアへの適切な情報提供

2. 今後、これらの支援を実効的に起こすため、既に各自治体で行われている様々な工夫を紹介するとともに、関係機関職員に向けた研修プログラムの作成、多文化ソーシャルワーカー養成の提案などを検討する必要がある。

【訂正】研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
戒能民江	「性・暴力・身体」	山下泰子・辻村みよ子・浅倉むつ子・二宮周平・戒能民江編集	ジェンダー六法			2011	639-641
堀千鶴子	女性福祉	酒井潔・岡野浩編	考える福祉	東洋館出版		2011	117-127
SAITO, Yuriko	The Trafficking of Thai women to Japan and countermeasures of the Thai government	Shiro Okubo	Human Security, Transnational Crime and Human Trafficking	Routledge	New York	2011	233-242

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
堀千鶴子	婦人保護施設におけるソーシャルワーク	城西国際大学紀要	19 (3)	1-24	2011
齋藤百合子	グローバル化下の人身売買と家族の変容	比較家族史研究	24(11)	11-138	2010
齋藤百合子	外国籍女性とその子どもたちの社会包摂—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生	アジア女性研究	第20号	39-54	2011
SAITO, Yuriko	Social Inclusion of Women with Foreign Nationality and their children: Multicultural Coexistence of Filipino and Thai women in Fukuoka Prefecture	Journal of Asian Women Studies	No.19	1-14	2011
SAITO, Yuriko	<a href="http://www.kfaw.or.jp/publication/pdf/JAWS_19_KFAW_reports.pdf">http://www.kfaw.or.jp/publication/pdf/JAWS_19_KFAW_reports.pdf</a>				

男女共同参画会議令……………230  
 男女共同参画基本計画 (231)  
 男女共同参画基本条例 (上越市) (308)  
 男女共同参画推進条例  
 ——高知県 (297)  
 ——札幌市 (306)  
 ——鳥取県 (301)  
 男女平等参画基本条例 (東京都) (300)  
 男女雇用機会均等法……………375  
 男女雇用機会均等法施行規則……………379  
 男女労働者特に家族的責任を有する労働者の  
 男女労働者均等及び均等待遇に関する勧告 (ILO  
 第165号)……………184  
 知的障害者福祉法……………607  
 地方公務員法……………323  
 地方税法……………336  
 編出でない子の戸籍における父母との親権開  
 の記載について……………549  
 DV法 (696)  
 同一価値の労働者についての男女労働者に対す  
 る同一報酬に関する勧告 (ILO 第90号)……………176  
 同一価値の労働者についての男女労働者に対す  
 る同一報酬に関する条約 (ILO 第100号)……………175  
 東京都青少年の健全な育成に関する条例……………741  
 東京都男女平等参画基本条例……………300  
 東京都迷惑防止条例……………739  
 鳥取県男女共同参画推進条例……………301

な行  
 内閣府設置法……………229  
 難民の地位に関する条約 ジェンダー迫害指  
 針……………206  
 日本国憲法……………220  
 日本産科婦人科学会公告……………632  
 任意後見契約に関する法律……………534  
 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又  
 は健康診査に基づき指導事項を守ることが  
 できるようにするための事業主が講ずべき  
 措置に関する指針 (396)

は行  
 パートタイム労働指針……………462  
 パートタイム労働に関する条約 (ILO 第175  
 号)……………189  
 パートタイム労働法……………455  
 パートタイム労働法施行規則……………458  
 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に  
 関する法律 (696)  
 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の  
 ための施策に関する基本方針 (702)  
 配偶者暴力防止法 (DV法)……………696  
 配偶者暴力防止法基本方針……………702  
 売春防止法……………725

犯罪被害者等基本計画……………646  
 犯罪被害者等基本法……………644  
 犯罪被害者等給付金の支援等による犯罪被害  
 者等の支援に関する法律 (682)  
 犯罪被害者等給付金法……………682  
 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための  
 刑事訴訟法等の一部を改正する法律……………672  
 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための  
 刑事手続等に付随する措置に関する法律 (675)  
 犯罪被害者保護法……………675  
 犯罪被害者等適正化法……………732  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す  
 る法律 (732)  
 扶養義務の準拠法に関する条約……………174  
 扶養義務の準拠法に関する法律……………631  
 平成22年度における子ども手当の支給に関  
 する法律 (583)  
 北京宣言及び北京行動綱領……………85  
 法の適用に関する通則法……………628  
 母子及び寡婦福祉法……………564  
 母子保健法……………490  
 母性健康管理に関する均等法指針……………396  
 母性保護条約 (ILO 第183号)……………191  
 母体保護法……………750

ま行  
 ミレニアム開発目標 (MDGs)……………119  
 ミレニアム宣言 (117)  
 民事執行法……………563  
 民法旧規定 (明治民法)……………529  
 民法 (親族・相続)……………505  
 民法 (総則・債権)……………495  
 民法の一部を改正する法律案要綱……………532  
 明治民法 (529)

や行  
 夜業に関する条約 (ILO 第171号)……………188  
 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関す  
 る基準……………474

ら行  
 老人福祉法……………593  
 労働基準法……………344  
 労働基準法施行規則……………361  
 労働契約法……………373  
 労働者に対する性別を理由とする差別の禁止  
 等に関する規定に定める事項に関し、事業  
 主が適切に対処するための指針 (381)  
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣  
 労働者の就業条件の整備等に関する法律 (464)  
 労働者派遣法……………464

わ行  
 ワーク・ライフ・バランス憲章 (424)

# ジェンダー六法

編集

山下泰子・辻村みよ子・浅倉むつ子  
 二宮周平・戒能民江

Gender & Law



信小社

## 1 戦後法改革と性の二重基準

1947年、新憲法に基づく刑法改正によって姦通罪(183条)は廃止されたが、強姦罪(177条)および堕胎罪(212条)は残された。性および暴力に関しては、第2次世界大戦後も明治刑法典の基本的枠組みが維持されたことになる。一方、人口政策の下、人口の質(優生思想)と量の統制をめざした優生保護法(1948年)により、一定の適応要件の下で人工妊娠中絶は合法化された(14条)。しかし、堕胎罪が存続している中で、中絶は依然として原則違法である。なお、優生保護法は1996年に<sup>⑥</sup>母体保護法に改正され、優生思想は削除された。さらに、性道徳の維持を目的とし、性交を対象とした売春と買春を禁じるものの、売春に従事する女性を公然勧誘で処罰して保護更生の対象とする一方で、買春男性は処罰の対象としない<sup>⑦</sup>売春防止法(1956年)はその差別的性格を指摘されながら、基本的枠組みについては見直しが行われていない。同時に、性交類似行為を規制の対象とする風俗営業取締法(1948年、1974年に<sup>⑧</sup>風俗営業適正化法へ改正)により、買売春は事実上容認されている。

## 2 国際的動向とその反映

このような性の二重基準(売る女と買う男、貞淑な妻とふしだらな女)に基づき、硬直した法制度の構造変容に迫る立法の動きが開始するのは、1990年代になってからである。1960年代以降に展開した女性運動とその成果である<sup>①</sup>女性差別撤廃条約を基軸とした国際的動向と連動して立法が展開した。女性差別撤廃条約は、「あらゆる形態の差別」撤廃を目的とし、性や生殖など私的領域にかかわる問題を女性の権利として構成した。その後、女性差別撤廃条約には直接規定されていない「女性に対する暴力」問題が顕在化した。「女性に対する暴力」を中心に、1993年<sup>②</sup>ウイーン宣言で「女性の人權」概念が掲げられ、同年末には国連総会で「<sup>③</sup>女性に対する暴力撤廃宣言」が満場一致で採択された。また、1993年カイロ国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)が定義された。

他方、1990年代以降、国際的動向を受けて展開した犯罪被害者運動は、刑事司法における犯罪被害者の法的地位の確立をめざした。欧米諸国と異なり、日本では長い間犯罪被害者は「忘れられた存在」であり、刑事裁判の蚊帳の外に置かれてきた。1980年代に犯罪被害者等給付金制度はスタートしていたが、警察庁が犯罪被害者対策要綱を策定したのは1996年である。その後、2000年に犯罪被害者保護2法が成立し、2004年には<sup>④</sup>犯罪被害者等基本法が制定された。また、「犯罪被害者等」には、DV、ストーカー、児童虐待等の被害者も含まれる。同基本法に基づき<sup>⑤</sup>犯罪被害者等基本計画が策定された(2005年)。なお、現在「第2次犯罪被害者等基本計画」(2011年4月～2015年5月)の策定作業が行われている。

## 3 親密圏における暴力

2001年制定の<sup>⑥</sup>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV法)は、「法は家庭に入らず」原則を打破し、プライベート領域への公権力の介入を容認した画期的な立法である。違反に対して刑事罰を科す民事保護命令

制度、売春防止法の婦人保護事業を「活用」した緊急時の一時保護制度および警察の介入という3つの手段により、夫(妻)による暴力からの安全確保を主たる立法目的とする。一方、2004年改正で、行政による被害者の自立支援義務を明記し、都道府県に「DV防止・被害者支援基本計画」策定を義務付けた。また、2007年法改正に伴い改定された、政府の「基本方針」では相談から緊急避難、そして生活自立までの「切れ目のない支援」をうたっている。総合的支援システムの構築をめざしているように思えるが、DV被害者のニーズへの適切な対応には程遠い。

DV法に先立って制定された<sup>⑧</sup>ストーカー規制法(2000年)は、刑法や軽犯罪法では有効な対応が出来なかつた、執拗なつきまとい行為を規制して生活の平穏と安全を保持することを目的とする。警察による警告によってもストーカー行為がやまない場合は、禁止命令が発令されるが、発令件数は著しく少ない。すべての手続きが警察・公安委員会に任ざられており、被害者に不服申立の権利が認められておらず、同一行為の反復など判断要件が厳しい。警察が動き出す前に事態が深刻化し、生命の危険にさらされることがある。ストーカー行為は典型的なDV類型であるが、DV法の対象に含まれない交際相手等のDVについては、ストーカー規制法により対応するとされる。

#### 4 児童虐待防止法

<sup>⑨</sup>児童虐待防止法(2000年)は、子どもの権利条約の要請を具体化し、深刻さを増す児童虐待防止を目的として、DV法、ストーカー規制法と同じく議員立法により制定された。児童虐待の定義、虐待の禁止(罰則なし)、早期発見・通告、被害を受けた子どもの保護等を定めるが、児童虐待の一般法である<sup>⑩</sup>児童福祉法、<sup>⑪</sup>民法(懲戒権、親権濫用による親権喪失)および<sup>⑫</sup>刑法に不備が残っている。なお、法制審議会は、虐待親の親権を最長2年間停止することができ、「親権の一時停止」制度の導入を打ち出した(2010年12月)。2007年児童虐待防止法改正で臨検・捜索など強制立入りが認められたが、虐待死は後を絶たない、性的虐待については近親姦処罰規定を持たない、13歳未満の女子に対しては暴行・脅迫要件がなくとも強姦罪・強制わいせつ罪が成立するが、被害者等の告訴を必要とする報告罪であるため、親が加害者の場合に事件化は難しく、近親姦処罰規定新設が必要である。

#### 5 刑法一部改正

2004年刑法一部改正で、強制わいせつ罪、強姦罪等の法定刑の下限が引き上げられ(厳罰化)、集団強姦罪(178条の2)および集団強姦致傷罪(181条3項)が新設された。しかし、厳罰化だけでは不十分である。被害者の抵抗の度合いと合意の有無を裁判で問題にする「暴行・脅迫」という構成要件、強姦罪が女性への性交に限定して強制わいせつより重罰を科すこと、被害者のプライバイシー保護を名目に被害告発を抑えている報告罪、レイプシールド法の欠如など課題が多く、抜本的な刑法改正が必要である。

#### 6 犯罪被害者の権利

性暴力については、警察・検察の捜査および裁判における被害者の保護やジェンダー・バイアスに起因する二次被害が問題になる。犯罪被害者保護2法(<sup>⑬</sup>刑事訴訟法および検察審査会法改正法)、<sup>⑭</sup>犯罪被害者等の権利利益保護を図るための刑事訴訟法改正法(被害者保護法)により、告訴期間の撤廃(刑事訴訟法235条1項)、法廷における付添人の承認、遮蔽措置、ビデオリンク方式の採用(刑事訴訟法157条の4)、刑事裁判への被害者参加制度(刑事訴訟法316条の33～39の5項)、刑事裁判に

おける損害賠償命令(被害者保護法17条)、法廷における犯罪被害者に関する情報の秘匿(刑事訴訟法290条の2、291条2項)などが規定され、被害者の負担軽減や安全確保に一定の前進がみられる。また、民事裁判においても、証人への付添い、遮蔽措置、ビデオリンクが認められるようになった(民事訴訟法203条の2～204条)。2008年<sup>⑮</sup>犯罪被害者給付金法が改正され給付金への一部または全部不支給規定が残っており(犯給法施行規則2条)、DVや児童虐待被害者への経済的支援の方策が講じられていない。

#### 7 裁判員裁判

2009年5月から裁判員裁判制度が開始された(2004年<sup>⑯</sup>裁判員法)。裁判員裁判の対象となる刑事事件の2割を性暴力事件が占める(強姦致傷、強制わいせつ致傷、強姦強姦、集団強姦致傷など)。刑事裁判への市民参加によって、性暴力に対する関心が高まり、加害者の法的責任が厳しく問われるという積極面の一で、裁判員の選任手続(裁判員法18条、30条1項、34条1項)および法廷における被害者のプライバイシー保護や二次被害防止、被害者が裁判員裁判を希望しない場合の措置など課題が残る。

#### 8 人身売買

人身売買は今に始まった事柄ではない。グローバル化の進展の下、人の移動の活発化とともに国境を越えた人身売買が国際的な人権問題として顕在化した。国連は2000年に<sup>⑰</sup>国際組織犯罪条約人身取引議定書を採択した。日本は性的搾取を目的とした人身売買の最大の受け入れ国1つである。政府は2004年「人身取引行動計画」を策定し、対策に乗り出した。刑法改正により人身売買罪(226条の2)を創設し、出入国管理法改正では人身取引定義規定を新設(<sup>⑱</sup>出入国管理及び難民認定法2条7号)したほか、人身売買被害者を在留特別許可の対象とし(50条1項3号)、同加害者を強制退去の対象とした(24条4号ハ)。<sup>⑲</sup>人身取引対策行動計画策定以降、公式統計では人身売買被害者数の減少がみられるが、潜在化している可能性が高い。圧倒的に被害者支援が遅れており、支援法の制定が必要である。(戒能民江)

# 比較家族史研究

第24号

特集 歴史の中の「少子化」

- 特集によせて……………床谷文雄  
どのようにして子どもは「つくる」ものになったのか……………荻野美穂  
古代における人口政策と子ども……………西野悠紀子  
近世における産むこと、産まないことと子どもの「いのち」 沢山美果子  
少子化・人口減少の歴史の意味  
——計量社会的アプローチ——……………加藤彰彦  
男女共同参画社会における家族形成と自己決定……………梅澤 彩  
少子化、ナショナルリズム、ジェンダー  
——1910年代のドイツにおける出生率低下問題から——……………小玉亮子

## 投稿論文

- 沖縄研究にみられる「女性の靈的優位」言説の再検討  
——「ヲナリ神信仰」再考——……………加賀谷真梨  
グローバルゼーション下の人身売買と家族の変容……………齋藤百合子  
日比結婚——コロニアル・グローバル・ナショナルの時空で——……………鈴木伸枝
- 書評  
藤見純子・西野理子編『現代日本人の家族——NFRJからみたその姿——』  
……………菊池真弓

学会活動記録

家族・文献目録

2009

比較家族史学会



『日本学報』一九

- 渡照間永吉 一九九九 「小浜島の種子取り祭りの儀礼と歌謡」沖繩国際大学南島文化研究所編『八重山、竹富町報告書』一  
比嘉政夫 一九八七 『女性優位と男系原理』凱風社  
堀場清子 一九九〇 『イナグヤナバオ―沖繩女性史を探る』ドメス出版  
馬淵東一 一九八八（一九五五）「沖繩先島のオナリ神（二）」『馬淵東一著作集第3巻』社会思想社  
村武精一 一九九二 「南部琉球における象徴的三元論再考」『環中国海の民俗と文化』二 凱風社  
吉成直樹 二〇〇二 「琉球列島における「女性の霊的優位」の文化史的位置」法政大学沖繩文化研究所編『沖繩文化研究』  
二七。  
—— 二〇〇三 「琉球民俗の底流 古歌謡は何を語るか」古今書院  
琉球新報社編 一九八〇 『トトメ考 女が継いでなぜ悪い』琉球新報社

（日本学術振興会 文化人類学・民俗学）

投稿論文

## グローバル化下の人身売買と家族の変容

齋藤百合子

キーワード：人身売買 グローバリゼーション タイ 家族

### はじめに

グローバル化のもとで人身売買<sup>(1)</sup>は急速に拡大している。人間の搾取的労働や身体の一部までもが商品化され、国を越えて取引される人身売買の課題は、加害者側に焦点を当てた犯罪制圧の視点から見るのか、被害者側に焦点を当てて権利やニーズに留保した保護や支援を行う視点から見るのか、どちらに重きを置いて捉えるのかが問われている<sup>(2)</sup>。

サッセンは、これまでのグローバルな世界経済におけるジェンダー化を扱った研究には、国際経済開発において男性の賃労働によって見えなくされていた生存維持経済における女性の役割に関する第一の研究の側面と、生産コストを抑えるためにより貧しい途上国へ生産拠点を移して活用する女性の労働力に関する第二の研究の側面のほか、最近の、女性移民研究や移住先と出身国にまたがる国を越えた世帯に関する研究、そしてそうした移民女性のエンパワーメントに資する研究などに代表されるジェンダー化、女性の主体性、女性のメンバーシップの概念に関する第三の研究側面があるとしている<sup>(3)</sup>。サッセンが分類した第三の研究側面としては、伊藤らによる「ケア労働」など再生産領域のグローバル化研究<sup>(4)</sup>が、そ

の代表的なものであろう。

本研究はグローバリゼーションの一面である人身売買を扱う。そして、人身売買の被害に遭ったタイ人の女性側に焦点を当てて、日本とタイという二国間にまたがる家族の変容を論じる。とくに研究対象とする北部タイ出身で人身売買被害に遭った女性たちにとって家族とは、鍵概念であり、人身売買後の女性たちの生活再建にとって重要な位置を占める。とくに人身売買の被害に遭った女性たちにとっての「家族に対する義務感」は、社会規範として根強い。

本稿の構成を次に記す。まず、人身売買の経緯や先行調査研究から明らかになった日本におけるタイ人女性の人身売買の現状について概観し、次にチェンライ県やバヤオ県出身者が対象とする女性たちに多かつたためとくにタイ北部での地域の特性を把握する。そのうえでタイ人女性が人身売買に遭いやすい脆弱性をもつようになった経緯を一九六〇年代以降の国家開発の促進、世界経済やベトナム戦争など国際政治の影響から捉え、北部タイの社会や家族、そして女性の役割の変容を考察する。さらに、人身売買に遭った後の女性と家族との関係の変容を、タイに帰国した女性と配偶者を得るなどして日本に継続在留した滞日タイ人女性に着目して論じる。

本稿で論じるタイ人女性の日本への人身売買を、サッセンによる世界経済の中のジェンダー研究三側面の分析に依拠して考えてみる。家族の安全、福利、安寧な将来に対して強い責任感をもつ女性は、国家開発の波の中で周縁化されてきた農村における商品経済の流入により相対的貧困が悪化していく中で、家族に対して責任感の強い若い女性の中には、従来の生存維持経済だけでは生存そのものが危ぶまれると考える人もある。こうした家族に対する責任感の強い女性の中には、従来男性の賃労働によって見えなくされていた生存維持経済における女性の役割に関する第一の側面である。サッセンが分類した第二の側面は、生産コストを抑えるためにより貧しい途上国へ生産拠点を移す工場で活用する女性労働を想定しているが、本稿での対象者らはベトナム戦争や買春観光への対応など「性の商品化」による職業・性産業における女性労働となる。女性たちは、こうした労働によって家族に対する責任を果たそうとし、家族もそれを望み、期待した。しかしその一方で、グローバリゼーションが加速してこれが国を越えた人身売買の温床となる。そして最後に人身売買の拘束か

ら解かれた後が第三の側面である。すなわち、帰国後に直面する経済的困難、健康問題、経済的利益を期待し続ける家族との葛藤、日本で知り合った男性との間に生まれた子どもの養育や国籍取得など新たな家族の課題が生じる。また、日本人配偶者を得るなどして日本に継続的に滞在してきた女性には、グローバリゼーション下で、かつてタイの親族に預けてきた妻子を日本に呼び寄せるなど離ればなれに暮らしていた家族の統合に関わる社会適応の課題が生じており、帰国後の社会再統合の課題と移住地での移住女性としての社会再統合の課題が問われている。

このように本研究は、サッセンが分類した三つの研究側面での第三の、新たな研究課題に取り組もうとしており、グローバリゼーションのもとで国を越えた(またいだ)移住経験のある女性たちのジェンダー問題や家族の課題を解明しようとするものである。

## 一 グローバリゼーションと人身売買

人が人および臓器などの身体部位を売買、取引する行為である人身売買は「現代の奴隷制」とも呼ばれ、現代社会において廃絶すべき課題として認識されながら、法の網を掻き潜りながら人と金が国を越えて移送されて行われる人身売買の実態を的確に把握することは困難であった。実態把握が難しいために、一九八〇～九〇年代は、人身売買対策は後手に回り、政策提言や立案の基となるべき研究も進展をみなかった。この時期、自ら逃げ出したり、さまざまな方法で救出された人身売買被害者らの保護や支援は、もっぱら民間施設や民間団体が担う傾向にあった(JNATIP、二〇〇五)。

二〇〇〇年以降、女性の差別撤廃や人権の確保など人身売買の対象とされる女性の人権より、犯罪行為を行う側に焦点が当てられて、国際社会の人身売買対策は進められるようになった。その牽引役を果たしたのが、二〇〇〇年に国連で採択された、「国際組織犯罪禁止条約」の本条約とそれを補完する「人身売買とくに女性と子供の人身売買の防止・禁止処罰に関する議定書」(以下、人身売買禁止議定書)である。この人身売買禁止議定書によって、人身売買は犯罪と位置づけ

表1 海外における「被害者認定」と滞在資格：  
米国・ベルギー・オーストラリアの例

	米 国	ベルギー	豪 州
認定者	NGO から連絡を受 けた連邦検察官	警察及び政府指定の NGO	国際性搾取及び人身 取引チーム
加害者訴追協力	原則として協力が 条件	45 日間の「検討」 期間(被害者主体)	原則として協力が条 件、30日間の「検討」 期間(警察側の判断)
滞在資格	継続的な滞在Tビザ	一時滞在資格 (3・6ヶ月、1年)	ブリッジングFビザ 刑事裁判滞留ビザ 証人保護ビザ
労働資格	Tビザ保有者にあり	6ヶ月滞在資格保持 者にあり	刑事裁判滞留ビザ保 有者にあり
永住権・市民権等	永住権	市民権	永住資格
性的搾取以外	認定あり	認定あり	認定あり

出展：JNATIP (2007)「人身売買被害者支援の連携—地域、国境を越えた支援  
に向けて 調査報告書」佐々木綾子作成 (報告書 p41-44 参照)。

また、国連薬物犯罪事務所(以下、UNODC)が二〇〇六年に世界の人身売買状況をまとめた報告書によれば、アジア、  
アフリカ、ヨーロッパ、旧ソ連領だった独立諸国、北米・南米、そしてオセアニアの、世界の二二七カ国出身の人々が一

られ(第五条)、その犯罪行為や目的、手段に関する定義(第三条)<sup>(7)</sup>された。  
二〇〇〇年になってようやく人身売買について国際協調が必要な重要な課  
題であることが認識されたといえる。議定書が採択された背景には、一九  
八〇年代以降のグローバルな市場経済が一層加速し、それにもなった国  
際組織犯罪の活動の興隆に対処するためとの側面がある。<sup>(8)</sup>

二〇〇〇年以降の人身売買対策において、各国政府に国内法整備による  
人身売買禁止議定書の批准を迫りながら、国連を中心とした国際機関は3  
Pと呼ばれる分野を中心に人身売買対策を実施してきた。米国国務省は二  
〇〇一年から毎年、二〇〇〇年に制定された米国人身売買被害者保護法  
(TVP A)を基準とし、米国を除く各国政府の人身売買対策を四段階に  
評価する報告書を刊行し、独自の方法で各国への対応を促している。米国  
では、TVP Aにより、人身売買被害者と認定されれば永住権を獲得し、  
家族を本国から呼び寄せて移住生活を送ることができる制度を確立してい  
る。<sup>(9)</sup>

二〇〇五年に国際労働機関(ILO)が発表した統計<sup>(10)</sup>によれば、世界で  
散見される子どもも含めた強制労働者一億三千二百人のうち、二〇%にあ  
たる二四五万人が毎年人身売買されており、人身売買による推定収益三二  
〇〇万米ドルのうち三〇%はアジア諸国で発生していると推計している。

二七カ国で人身売買という搾取に遭っている。このように人身売買は世界的に拡大し、被害は性別に関わらず発生してい  
る傾向がある。<sup>(12)</sup>

また、被害の内容も性的搾取だけでなく強制労働も含まれている。前記のUNODC統計では、人身売買被害者の性別  
は、女性は七七%であり、被害者の三三%を占める一八歳未満の子どもの性別割合は男児が一二%に対して、女児は四八  
%と圧倒的に女児が多い。

一方、警察庁が発表した「人身取引事犯について」の統計<sup>(13)</sup>、国籍別被害者によれば、二〇〇五年が一七七名と最高値を  
示し、その後二〇〇六年から二〇〇八年までは五八名、四三名、三六名と年々減少している。また二〇〇一年から二〇  
八年までの被害者の国籍別累計では、タイ人女性が多と多く一九四名で、フィリピン人女性が一二六名、コロンビア  
人女性が五八名と続いている。アジアで年間二四五万人が人身売買被害に遭っているというILOの報告と警察庁発表の  
日本国内で保護された人身売買被害者数はかなり隔たりがあるが、一九九〇年代に入って主に民間団体などによって明ら  
かにされてきた日本における外国人女性の人身売買被害の実態や問題点は、国連女子差別撤廃委員会<sup>(14)</sup>や国連人権委員会特  
別報告者ラディカ・クマラスワミ<sup>(15)</sup>らからも報告書で指摘されていた。<sup>(16)</sup>

日本での人身売買被害に遭うタイ人女性が多いことは、民間シェルターにおける国籍別人所者統計でも指摘することが  
できる。<sup>(17)</sup>たとえば民間シェルターのサーラーでは開所の年の一九九二年から二〇〇二年までの十年間に人身売買が理由で  
入所したタイ人女性の数はサーラー入所の大半を占める九四%の一七一名だった。<sup>(18)</sup>同シェルターにタイ人女性が入所する  
経緯は、ほとんどがタイ大使館を経由している。国籍別人所者数はそれぞれの大使館が人身売買被害者保護の認識がある  
かないかによつて変動した可能性はある。しかし、とくに一九九〇年代前半は、日本に着いたとたんに法外な数百万円の  
「借金」を返済するまで自由を奪われて売春を強要され、心身ともに追い詰められたタイ人女性が、女性たちを直接管理  
する役割を担っていたスナックの外国人ママや同国人のボスを殺害するという事件が複数発生しており、<sup>(19)</sup>日本におけるタ  
イ人女性の人身売買被害は当時はかなり深刻だったといえるだろう。

## 二 タイにおける人身売買の経緯

メコン河流域地域の人身売買問題を担当する特別機関の国連UNAIIPは、一九九〇年代から二〇〇五年にかけて発行された、タイに関する人身売買関連の調査報告書や文献など二五〇冊を分析し、以下の特徴を記している。(1)現在の人身売買、主にタイ国内における人身売買被害者の国籍はタイ人からメコン河流域諸国出身の者へと移行している、(2)ロシアやウズベキスタンらの被害者も散見されるが詳細な調査研究は実施されていない、(3)人身売買を勧誘する人が出身者と同じ地域の村人である傾向が見られる、(4)レポートは性的搾取と移住労働に関するテーマが多い、との傾向を紹介し、人身売買の対象となる国や地域が近年になって多様化していることを示している<sup>(20)</sup>。現代はタイが周辺諸国からの人身売買「受入国」となっていて、「送出国」としての人身売買は過去の出来事になりつつある。が、しかし本稿でとりあげる人身売買は、一九八〇年頃からタイから外国に人が移送されていた「送出国」だった時期である。そのころのタイの状況を見ていこう。

### (一) 日本行きの動機と「家族に対する義務感」という女性の慣習的役割

日本で「大金を稼げる」との勧誘にのって移住労働を決意し、ブローカーに日本行きを手配され、移送先の日本に到着したとたんと言われもない三百万円から四百万円という百万円単位の「借金」を課せられ、「借金」返済との名目のもとに無償の売春行為を強要され、日常的に脅迫や暴力の環境に置かれていた<sup>(21)</sup>。これらのストーリーは、一九八〇年代から一九九〇年代前半にかけて日本で人身売買に遭ったタイ人女性たちの経歴を代表するものである。とくに性産業に従事する女性の割合が他県よりも多いといわれる北部タイのチェンライ県とバヤオ県で、日本から帰還した女性たちを対象に帰国後に直面する課題を探った国際移住機関(IOM)調査では、日本へ渡航する前にすでにバンコクやマレーシア国境の

南部タイなどタイ国内都市の買売春宿で一三歳から一六歳の間に初めて性産業に就いたと回答した女性は調査母数五五名のうち二九名で約七割を占めていた<sup>(22)</sup>。一九九七年の調査時の被調査者は三〇代だったから、一九七〇年代に一〇代の時期を過ごしていたと概算できる。

一〇代半ばから性産業で就労した女性たちは、その動機を以下のように述べていた。

「私の家族はとても貧しくて、両親は五人の子どもを生んだ。私たち家族は他の人たちより貧しい。私は長女だから家族を支える義務がある。私の望みは家族が村の中でほかの人と同じ位の生活ができるようになること。小学校四年を終えたら進学せずに、一四歳になったときバンコクに働きに出た<sup>(23)</sup>」

「私の村から何人もの女の人が町に働きに行っている。どんな内容の仕事かも知っているわ。でも働きに行った女の人の家族の暮らしが(送金によって)家を新築したりバイクを購入したりと良くなっているのがわかる。だから私は小学校を六年で卒業したらすぐに同郷の人のように働きに出たわ。家族を助けたかったから<sup>(24)</sup>」

一〇代で初めて性産業に就くときの直接的な彼女たちの動機は、医療費や借金返済金、修繕などの支払いなど家族が必要とする費用を捻出するためであることが多かった。また、勧誘するブローカーはそうした一時金を女性の家族に支払い、家族は一時的に窮状をしのごうことができた。

ボンパイナットは、一九七〇年代のタイの農村部(北部と東北部)からバンコクで性サービスを含むマッサージパーラーに国内移住労働(出稼ぎ)にやってきた女性の実態調査報告から、女性たちの就労動機を、以下のように述べている。

「貧しい家庭環境にいる女たちが、世界でもっとも古いといわれる職業に就くだけのことなのかもしれない。しかしそういう見方は、タイの女たちの背景にある重要なポイントを見逃すことになる。まず第一に、女たちは家族の束縛と、農村社会の貧しい生活環境から逃げてくるのではないという点がある。それどころか家族の生活を助け、そしてまた、農村社会におけるみずからの生活を改善しようと村を出て行くのである。つまり女たちがこの仕事に入るのは、生活費を稼ぎ出す構成員という慣習的役割を担うものとして、女たちが家族に対してもっている義務感に<sup>(25)</sup>応じるからなのである」。